

一般財団法人十和田市スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人十和田市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県十和田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、十和田市における体育団体及びスポーツ愛好者相互の緊密な連絡協調を図るとともに、これを育成し、及び市民の健康増進とスポーツ精神の涵養を図り、もって体育・スポーツの健全な普及発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 加盟団体及びスポーツ愛好者団体の強化発展と連絡融和
- (2) 体育・スポーツに関する外部団体との連絡提携
- (3) 体育・スポーツに関する全市的競技会若しくは大会の実施又は援助
- (4) 体育・スポーツに関する資料の収集及び研究調査
- (5) 体育・スポーツに関して、十和田市その他の機関の施策に対しての助言及び協力
- (6) 体育・スポーツに関する各種大会の開催及び大会への役員、競技者の派遣
- (7) 体育・スポーツの宣伝啓発
- (8) 体育・スポーツに関する指導者の養成
- (9) 十和田市の委託を受けて行う体育施設管理運営事業
- (10) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項各号の事業は、青森県十和田市内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 加盟団体

(加盟団体)

第10条 この法人の加盟団体は、次のとおりとする。

- (1) 十和田市全域を統括する種目別アマチュア競技団体
- (2) 十和田市内の地域体育団体
- (3) 十和田市を単位とする学校体育団体
- (4) 十和田市を単位とする職場体育団体及び体育・スポーツ愛好者団体

(加盟手続)

第11条 この法人に加盟しようとする団体は、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて会長に申請し、理事会及び評議員会の同意を得なければならない。

- (1) 会則

- (2) 役員名簿
- (3) 会員の氏名及び住所
- (4) 事務所及び担当者
- (5) 予算書
- (6) 既往の主たる事業

(負担金)

第12条 この法人の加盟団体は、理事会及び評議員会の決議に基づき別に定める負担金を毎年5月末日までに納入しなければならない。

2 既納の負担金は、いかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第13条 加盟団体は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 加盟団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第14条 加盟団体が退会するときは理事会及び評議員会の同意を得なければならない。

(除 名)

第15条 加盟団体が次のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会の決議を経て、会長が除名することができる。

- (1) 第10条の条件を満たさないと認められるとき。
- (2) 加盟団体としての義務に違反したとき。
- (3) 負担金を滞納したとき。
- (4) その他この法人の加盟団体として不相当と認められるとき。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第16条 この法人に評議員20名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第19条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員に対し、別に定める規程により費用を弁償することができる。

第6章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選任する。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を

除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうち議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 役員

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
 - 3 前項の理事を除く理事のうち、1名を専務理事とし、2名以内を常務理事とする。
 - 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において定める報酬等に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事に対し、別に定める規程により費用を弁償することができる。

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み

替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事	櫻田 博幸	福村 親男	福田善三郎	稲本 修明	森 昭生	下川原鐵男
	川村 博	齊下 晃晟	櫻田 一雅	小川 利雄	奥山 實	宮野 将徳
	梅津 敏明	古舘 純一	長瀬 秀雄	福沢 周治	織川 貴司	古舘 仁
	十文字敏雄	村上 望	山田 義七	坂田 富雄	加賀 教子	吉田 潤
	生出 隆雄	村山 誠一				

監 事 坂上 健哉 竹ヶ原重義

4 この法人の最初の会長は櫻田博幸とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

千曳 健二	上見 政信	松田 三雄	竹内 智昭	佐々木勇悦
舂甚 英文	三浦 浩	野村 勝志	宮野 進	竹林弥四郎
八島 明彦	横田 友紀	新戸部一弘	気田 光男	西野 信一
安田 喬	澤尻 賢吉	野田 健治	坂下 淳	工藤 祐享
似鳥 広恭	本吉 保則	苔米地 慶	豊川 英徳	蒔苗 伸江
東 光弘	工藤 政男	沼田 宏子	佐々木鉄郎	都築 一雄
山田 勇吉	宮 雅行	太田 薫	坂本 文雄	沼畑 清昭
円子 一彦	福井かつ子	村上 三郎		

別 表 基本財産（第 5 条関係）

・定期預金	青い森信用金庫十和田営業部	16,241,000 円
-------	---------------	--------------

附 則 この定款は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 3 年 5 月 28 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この定款は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。